

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成 7 年11月1日

条例第15号

改正	平成10年 3 月 3 日	条例第 1 号
	平成15年 2 月28日	条例第 4 号
	平成21年 2 月13日	条例第 2 号
	平成22年 3 月29日	条例第 1 号

平成28年 2 月22日	条例第 4 号
令和 2 年 2 月 5 日	条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 5 項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 年の中途において就任及び退任したときは、月割により計算し、就任及び退任の月分は日割により計算した額とする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 前条に掲げる報酬のうち年額で支給するものは、毎年度末に支給する。ただし、年の中途において退任したときは、その月の翌月に支給するものとする。

2 日額で支給するものは、その職務に従事する日数により支給する。

(費用の弁償の支給)

第 4 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その職務を行うため費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第 2 のとおりとする。

(旅費の支給方法)

第 5 条 旅費の支給方法については、職員等の旅費に関する条例（平成 7 年但馬広域行政事務組合条例第18号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成 7 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 2 月28日条例第 4 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月13日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日条例第 1 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月22日条例第 4 号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月5日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名		報 酬 の 額	
管 理 者		年 額	40,000円
副 管 理 者		年 額	25,000円
監 査 委 員	識 見 者	年 額	42,000円
	議 会 選 出	年 額	13,000円
但 馬 公 平 委 員 会	委 員 長	日 額	10,000円
	委 員	日 額	9,000円
地方自治法第138条の4第3項 の附属機関の委員 ※	会 長	日 額	15,000円
	委 員	日 額	9,000円

※地方自治法第252条の7の規定により共同して設置する地方自治法第138条の4第3項の附属機関を含む。

別表第2（第4条関係）

種 類	旅 費 の 額	
鉄 道 賃	職員の旅費に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第18号）の規定による額	
船 賃		
航 空 賃		
旅 行 雑 費		
車 賃	1 キロメートルにつき	37円
日 当	1 日につき	3,000円
宿 泊 料	1 夜につき	13,300円
食 卓 料	1 夜につき	3,000円